

【6 届出対象施設】

届出対象施設		床面積の合計(以上～未満)						
		200㎡	500㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	
1 学校等施設	学校、幼稚園等	★						
2 医療等施設	病院、診療所(患者の収容施設あり)	★						
	診療所(患者の収容施設なし)	●	●					
	助産所、施術所、薬局等	●	●	●	●	●	●	●
3 興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場等 ※3		○	○				
4 集会施設	冠婚葬祭施設、集会場(集会室の各床面積が200㎡未満)		○	○				
	冠婚葬祭施設、集会場(床面積が200㎡を超える集会室を有するもの)	★						
	公会堂 ※3 公民館等	★						
5 展示施設等	展示場等 ※3			○				
6 物品販売業を営む店舗	卸売市場				○	●	●	●
	百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等	●	●					
7 宿泊施設	ホテル、旅館等 ※3			○				
8 事務所	事務所(他の施設に付属するものを除く)				○	●	●	●
	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	★						
9 共同住宅等	共同住宅				○【20戸以上が対象】 ※1			
	寄宿舎等				○【20戸以上が対象】	●	●	●
10 福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設等	★						
11 運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ボート場又は遊技場等 ※3		○	○				
12 文化施設	博物館、美術館又は図書館等 ※3	★						
13 公衆浴場	公衆浴場 ※3		○	○				
14 飲食店等	飲食店	●	●					
	料理店		○	○				
	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等		○	○	●	●	●	●
15 サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス店舗	●	●					
	一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	●	●	●	●	●	●	●
16 工業施設	工場等				○	●	●	●
17 停車場又は発着場を構成する建築物	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	★						
18 自動車関連施設	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る)		○					
	自動車の停留又は駐車のための施設(上記以外のもの)			●	●	●	●	●
	自動車修理工場、自動車洗車場		●	●	●	●	●	●
	給油取扱所(ガソリンスタンド)	●	●	●	●	●	●	●
	自動車教習所				●	●	●	●
19 公衆便所	公衆便所	★						
20 公共用歩廊	公共用歩廊				○			
21 地下街	地下街等					●	●	●
22 複合施設	1～21の施設の複合建築物 ※2 ※3					●	●	●

《凡例》○…大田区福祉のまちづくり整備要綱 ●…東京都福祉のまちづくり条例 ★…東京都福祉のまちづくり条例(用途変更のみ)

確認申請が不要の用途変更でも上記用途、規模に該当していれば届出が必要となります。詳細についてはお問い合わせください。

※1 共同住宅の床面積2,000㎡以上はバリアフリー法・建築物バリアフリー条例の対象となりますが、併せて大田区福祉のまちづくり整備要綱に基づく届出が必要です。

※2 建築物バリアフリー条例第4条第2項に該当する複合建築物内の用途は、届出不要。

※3 バリアフリー法令・建築物バリアフリー条例の対象であっても「観覧席・客席」及び「公共的通路」がある場合は、その整備項目について東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出が必要です。